

くらしの豆知識 なりすまし販売サイトにご注意!

【事例】 ネットで、ある有名家電メーカーAの掃除機が相場よりかなり安価だったので注文し、クレジットカード払いにした。

後で届いた承諾メールに記載された差出人名が、Aの名称と異なっていた。確認のため、販売サイトにアクセスしようとしたが、消えてしまったらしく見つからない。後日、掃除機ではなくマフラーが届いた。

正規のEC(電子商取引)サイトの商号やデザイン、商品写真などを無断でコピーしたサイトが作られ、代金支払い後、購入者に商品が届かない、偽ブランド品や注文したものと全く異なる商品が送られてきたなどの相談が多く寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

1. 一般に流通している価格よりも極端に値引きされている場合は注意が必要です。
2. 事業者情報(名称、所在地、

連絡先)が表記されているか、不審な点(①サイトURL上のブランド名に余計な文字が入っている②所在地を調べると田畑、個人宅などになっている③電話をかけたら呼び出し音が鳴らないなど)がないか確認しましょう。他の利用者の評価が参考になる場合もあります。

3. 日本語の表現が不自然(日本語の字体・文章表現がおかしい)な場合は、注意しましょう。注文後に届いたメールもよく確認しましょう。

4. 支払い方法が銀行振込みのみで、口座名義が「個人名」の場合は確認しましょう。支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。

5. 困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

支払督促

事例 私の自宅に簡易裁判所から支払督促が届きました。内容を確認すると、債権者と名乗る者から100万円の支払を請求されています。私は、その債権者からお金を借りた記憶がありません。私には身に覚えがないので、このまま何もせずに放置しようと思っていますが、大丈夫でしょうか。

回答 支払督促とは、金銭その他の代替物の一定の数量の給付請求について、債権者に簡易迅速に債務名義を得させることを目的とする特別手続をいいます。例えば、債権者が債務者に対して貸金債権を有している場合、債務者が約定とおり支払をしないとき、その債権を回収する手段として用いられる手続になります。この手続は、簡易迅速が求められるので、裁判所では債権者の主張の真否について実質的な審理を行いません。また、債権者は、その請求を証明する書類(例えば消費貸借契約書)を提出する義務もありません。

従いまして、手続上、債権者は、申立ての要件さえ満たしてしまえば、事実の存否に関係なく支払督促を発することができてしまいます。そのため、債権者と偽って、支払督促の手続を悪用し、架空請求をするケースがあります。

本事例の場合、その支払督促は架空請求の恐れがあります。そのまま放置してしまうと、最終的には、債権者から強制執行を受けてしまい、給与や預貯金などの財産が差押えされてしまいます。それを阻止するためには、支払督促の送達を受けた日から2週間以内に、その支払督促を発した簡易裁判所に対して督促異議の申立てをする必要があります。身に覚えがない支払督促が届いた場合には、放置せず、専門家などにご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 林優樹(弁護士)

12月各種無料相談

☎996-2111

★①②⑥⑧⑪⑭⑰の予約は、電話で受け付けます。

★相談日が年末(12月29日(火)~31日(木))の場合はお休みです。



①法律相談 問秘書広報課 ☎373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) ※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分~4時
場市民相談室 定8人(事前予約制)

②税理士相談 問秘書広報課 ☎373
相続税など税金全般についての相談 ※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
日12月7日(月) 午後1時~4時
場市民相談室 定6人(事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日12月14日(月) 午後1時~4時
12月28日(月) 午前9時~正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日12月9日(水) 午後1時30分~3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
日12月21日(月) 午後1時~4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談 ※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日12月17日(木) 午後1時~4時
場市民相談室 定6人(事前予約制)

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
日毎週火~木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日12月2日(水)・16日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑩生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日12月7日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター 定2人(事前予約制)

⑫消費生活相談 問商工観光課 ☎336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑬内職相談 問商工観光課 ☎274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室

⑭若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日12月2日(水)・16日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)

⑮教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

⑯家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室

⑰子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
日12月17日(木) 午前9時~正午
場だいら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)

⑱子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
日12月6日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課